今治市ジュニアスポーツ育成費補助金交付要綱

平成20年２月12日制定

今治市要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、スポーツを通して健全な心身を育むとともに競技力の向上を促進させることによりジュニアスポーツの振興に寄与するため、小中学生のスポーツ選手の育成を行うための事業に係る必要経費に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　（補助対象事業等）

第２条　市長は、次の事業を実施するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

　(１)　ジュニア活動推進事業

　(２)　強化育成推進事業

２　前項に定める事業ごとの補助事業者、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

　（交付申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第１号）に事業計画書、収支予算書、指導者及び選手名簿、会則等を添付し、市長に申請するものとする。

　（補助金の交付決定）

第４条　市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定する。

２　市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により当該申請者に通知する。

　（実績報告）

第５条　前条の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、補助事業終了後、実績報告書（別記様式第３号）に収支決算書（別記様式第４号）を添えて市長に報告しなければならない。

　（補助金額の確定）

第６条　市長は、前条の実績報告等の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金額を確定し、当該交付決定者に通知するものとする。

　（請求）

第７条　前条の補助金額の確定を受けた交付決定者は、精算払（概算払）請求書（別記様式第５号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

　（補助金の交付）

第８条　市長は、前条の請求があった場合で、この要綱に適合すると認めたときは、補助金を交付する。

　（補助金の概算払）

第９条　前３条の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。この場合において、交付決定者は、精算払（概算払）請求書を市長に提出しなければならない。

　（不正使用の禁止）

第10条　交付決定者は、交付された補助金を目的外に使用してはならない。

　（補助金の返還）

第11条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

　(１)　提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

　(２)　前条の規定に違反したとき。

　(３)　前２号に掲げる場合のほか、不正行為があったとき。

　（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、ジュニアスポーツ育成費補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成22年５月27日今治市要綱）

　この要綱は、平成22年５月27日から施行する。

　　　附　則（平成23年６月14日今治市要綱）

　この要綱は、平成23年６月14日から施行する。

　　　附　則（平成25年12月24日今治市要綱）

　この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

附　則（平成30年５月22日今治市要綱）

　この要綱は、平成30年５月22日から施行する。

　　　附　則（令和２年７月28日今治市要綱）

　この要綱は、令和２年７月31日から施行し、改正後の今治市ジュニアスポーツ育成費補助金交付要綱の規定は、同年４月１日以後に申請される補助金に係るものについて適用する。

附　則（令和３年４月１日今治市要綱）

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | (１)ジュニア活動推進事業 | (２)強化育成推進事業 |
| 補助事業者 | 　市内に居住する小中学生で組織され、年間を通してジュニアスポーツ活動をしている団体であって、次に掲げる要件をすべて満たしているもの。ただし、学校部活動と認められる団体及び今治市スポーツ少年団の登録団体は除く。(１)　団体の登録人数が10人以上であること。(２)　年間を通しての活動日数が100日以上であり、主たる活動が市内で行われていること。ただし、施設等が臨時的に休館する等市長がやむを得ないと認める理由により当該日数を下回る場合は、この限りでない。(３)　当該スポーツの指導者資格を有する者、指導者講習会を受講した者又はこれに準ずる者がいること。(４)　会則を定め、会費の徴収により団体運営がされていること。(５)　今治市スポーツ協会に加盟する各種目協会又は各支部に登録加盟している団体であること。 | 　今治市スポーツ協会に加盟する各種目協会及び各支部 |
| 補助対象経費 | 　活動種目の競技団体等への登録加盟料、大会への参加費及び施設使用料等年間を通しての活動における団体運営に必要な経費。ただし、用具機材等の購入及び飲食に要する費用を除く。 | 　強化育成のための選手及び指導者を対象とした研修会等を開催するために必要な経費。ただし、用具機材等の購入及び飲食に要する費用を除く。 |
| 補助金の額 | 　補助対象経費の１/２以内とし、20,000円を限度とする。 | 　補助対象経費の１/２以内とし、50,000円を限度とする。 |

別記様式第１号（第３条関係）

　　（宛先）今治市長

年　　月　　日

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

補助金交付申請書

　今治市ジュニアスポーツ育成費として、今治市ジュニアスポーツ育成費補助金交付要綱第３条の規定により補助金の交付を申請します。

記

１　事業名

２　申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

　　　　(１)　事業計画書（別紙１）

　　　　(２)　収支予算書（別紙２）

　　　　(３)　指導者及び選手名簿（別紙３）

　　　　(４)　会則等

　　　　　振込先口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　　支店 |
| 種　　　別 | 当座　・　普通 | 口座番号 |  |
| 口座名義人 | ふりがな |  |
| 氏　　名 |  |

（別紙１）

事業計画書

備考

ジュニア活動推進事業における補助金を申請する場合は、定期練習や参加しようとする大会等の活動予定及び日数を月ごとに記載すること。

（別紙２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　協会・団体）

収支予算書

１　収入の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　　　　目 | 予算額　（ア） | 決算額　（イ） | 比較(イ)－(ア) | 説　　　　　明 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　備考　会費は科目として記載すること。

２　支出の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　　　　目 | 予算額　（ア） | 決算額　（イ） | 比較(イ)－(ア) | 説　　　　　明 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　備考　補助対象経費ごとに科目として記載すること。

（別紙３）

指導者及び選手名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 競 技 種 目 |  |
| 団体名 |  |
| 種別 | 　　　小学校・　　　中学校 |
| チーム所在地 |  | チーム連絡先 | 住所〒 |
| 代表者氏名 |  |
| 指導者氏名 |  | 担当者氏名 |
| 〃 |  | 電話（　　）　　－ |

選手名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO |  | 生年月日 | 学年 | 住　　　　所 | 備 考 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |

別記様式第２号（第４条関係）

今治市指令（記号）第　　号

年　　月　　日

申請者　所在地

　　　　団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　様

今治市長　　　　　　　　　　　　印

補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった今治市ジュニアスポーツ育成費補助金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

 記

　　　　　　　　事業名

 補助金交付額　　金　　　　　　　　　　　　　　円

補助金交付条件

　(１)　この補助金は申請事業の事業費以外に使用してはならない。

　(２)　この補助金の使途が申請に違反すると認めたときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

　(３)　この補助金に係る事業の内容を変更（中止）しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

　(４)　事業の内容の変更等により補助金額に変更を生じた場合又は市長が必要と認めたときは補助金額を変更することがある。

　(５)　事業実施後速やかに実績報告書を提出しなければならない。

　(６)　今治市ジュニアスポーツ育成費補助金交付要綱その他関係法令を順守すること。関係法令に違反した場合は、この交付決定を取消し、又は変更することがある。

　(７)　この補助金の使途については市監査委員の監査を受けることがある。

別記様式第３号（第５条関係）

　　（宛先）今治市長

年　　月　　日

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

実績報告書

　　　　　　　　　事業を実施したので、今治市ジュニアスポーツ育成費補助金交付要綱第５条の規定により報告します。

備考

１　ジュニア活動推進事業の場合は、定期練習や参加した大会等の活動実績及び日数を月ごとに記載すること。

２　強化育成推事業の場合は、写真を添付すること。

別記様式第４号（第５条関係）

（　　　　　　　　協会・団体）

収支決算書

１　収入の部

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　　　　目 | 予算額　（ア） | 決算額　（イ） | 比較(イ)－(ア) | 説　　　　　明 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　備考　会費は科目として記載すること。

２　支出の部

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　　　　目 | 予算額　（ア） | 決算額　（イ） | 比較(イ)－(ア) | 説　　　　　明 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　備考　補助対象経費ごとに科目として記載すること。

別記様式第５号（第７条関係）

　　（宛先）今治市長

　　　年　　月　　日

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

精算払（概算払）請求書

　今治市ジュニアスポーツ育成費補助金の交付を、下記のとおり請求します。

記

１　事業名

２　請求金額　　　　　　　　　　円

３　概算により支払を受けている場合

|  |  |
| --- | --- |
| 確定金額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 既支払額 | 金　　　　　　　　　　円 |